

高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務
公募型プロポーザル参加表明書作成要領

1 業務概要

- (1) 業 務 名 高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務
- (2) 業務内容 基本設計業務
- (3) 履行期限 契約締結から6箇月程度（予定）

2 担当部局

富山県土木部営繕課営繕第一係

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-3362（直通）

メールアドレス：aeizen@pref.toyama.lg.jp

3 参加表明書の記入要領

参加表明書は様式1-1及び参加資格調書（添付書類1-1）を提出すること。併せて調書の設計実績に記載した業務に関する設計委託業務契約書の写し及び当該建築物の面積・用途・柱スパンを証する書類を提出すること。

設計共同体で参加する場合は様式1-2及び参加資格調書（添付書類1-2）、添付書類（別紙1～3）、調書の設計実績に記載した業務に関する設計委託業務契約書の写し及び当該建築物の面積・用途・柱スパンを証する書類を提出することとし、記載にあたっては以下に留意すること。

- ・ 構成員の組合せは「高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル説明書 3参加資格」によること。
- ・ 設計共同体の名称は、高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事〇〇・□□設計共同体とする。
- ・ 構成員は2者とし、そのうち1者を代表者とする。
- ・ 設計共同体の協定書が、別紙2に示す「高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事設計共同体協定書」によるものであること。
- ・ 代表者及び構成員の担当分野が、「高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事設計共同体協定書」において明らかであること。
- ・ 各構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ・ 設計共同体としての資格の有効期間は、参加表明書提出の日から、当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結されるまでとする。

4 参加表明書の提出方法

- (1) 提出書類 以下の書類毎のファイルとし、PDF形式にて提出する。

＜単体の場合＞

- ①参加表明書（様式1-1）
- ②参加資格調書（添付書類1-1）
- ③調書の設計実績に記載した業務に関する設計委託業務契約書の写し及び当該建築物の面積・用途・柱スパンを証する書類（平成22年4月1日以降に工事が完成又は参加表明書の提出期限までに設計が完了し、確認済証が交付されていることが確認できる資料を含む。）

＜設計共同体の場合＞

- ①参加表明書（様式1-2）
- ②参加資格調書（添付書類1-2）

③共同体に関する添付書類（添付書類 1－2（別紙 1～3））

④調書の設計実績に記載した業務に関する設計委託業務契約書の写し及び当該建築物の面積・用途・柱スパンを証する書類（平成22年4月1日以降に工事が完成又は参加表明書の提出期限までに設計が完了し、確認済証が交付されていることが確認できる資料を含む。）

(2) 提出期限 令和 7 年 6 月 6 日（金）17時まで

(3) 提出方法 「2 担当部局」に記載のメールアドレスに電子メールにて提出
（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

(4) その他 提出された参加表明書は返却しません。

5 参加資格審査

(1) 参加表明書を提出したものについて、参加資格の有無について審査を実施する。

(2) 参加資格を有すると認められたものに対して、技術提案書の提出を要請するものとし、その旨を電子メールにて通知する。

(3) 参加資格を有しないものに対しては、理由を付してその旨を電子メールにて通知する。